

# 公益財団法人広島観光コンベンションビューローガイドマップ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が制作し、配布する「ようこそ！広島へ観光ガイドマップ」（以下「ガイドマップ」という。）に掲載もしくは挟み込み（以下「掲載」という。）を行う広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の種類)

第2条 募集する広告は、次のとおりとする。

- (1) 紙面広告 ガイドマップ紙面に印刷するもの
- (2) 折込広告 ガイドマップを配布する際、同マップ内に挟み込んで同時に配布するもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 紙面広告
  - ア 大きさ 縦 95ミリ 横 95ミリ
  - イ 色 カラー四色刷り
  - ウ 広告枠の位置は、ガイドマップ紙面の中から、理事長が定める。
- (2) 折込広告
  - ア 大きさ 縦 175ミリ 横 80ミリ以内  
ただし、1枚の最大のサイズはB4版までとし、縦 175ミリ 横 80ミリ以内に折りたたんであること。
  - イ 用紙の重さ 50キロ以内
  - ウ 折込部数 ガイドマップ1部当たり1部とし、総部数はガイドマップの印刷部数を上限とする。

(広告の募集及び掲載)

第4条 広告の募集は、ビューローホームページ、ビューロー機関紙その他ビューローの広報媒体を利用して行う。

- 2 申込みのあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

(掲載に適さないもの)

第5条 次の各号いずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの

- (9) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、ガイドマップに掲載する広告として適当でないと理事長が認めるもの

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 紙面広告 ガイドマップの印刷部数に応じ、別に定める。
- (2) 折込広告 1口/10,000部 1口当たり40,000円

(掲載申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、ビューローガイドマップ広告掲載申込書(様式第1号)を理事長が定める期限までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

- 2 前項の規定により掲載申込みをした者(以下「申込者」という。)の数が募集数以下であった場合は、理事長は全申込者について受付を決定する。
- 3 申込者の数が募集数を超える場合は、次に定める順序により受付する申込者を決定する。
  - (1) 申込み額の高いもの
  - (2) 申込者がビューローの賛助会員であるもの
- 4 前項の規定によっても同一順位の申込者があることにより、受付する申込者を決定できない場合は、くじにより受付する申込者を決定する。
- 5 理事長は、受付が決定した申込者に対し、ビューローガイドマップ広告申込受付通知書(様式第2号)により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 前条第5項により申込受付通知書を受けた者(以下「申込受付決定者」という。)は、掲載しようとする広告原稿(画像データ)をビューローの指定するファイル形式により、自己の負担において作成し、理事長が指定する期限までに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長が必要と認めるときは、申込受付決定者に対し、資料の提出を求めることができる。

(掲載する広告の決定)

第9条 理事長は、前条第1項の規定により提出された広告原稿(画像データ)について、第5条の規定により掲載の可否を決定する。

- 2 前項の場合において、理事長は、掲載の可否について疑義が生じたときは、次条に定める審査会による審査を経るものとする。
- 3 理事長は、前項による審査の結果、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めた場合は、申込受付決定者に対し広告原稿(画像データ)の修正を求めることができる。
- 4 理事長は、申込受付決定者に対して、第1項の決定の内容をビューローガイドマップ広告掲載決定通知書(様式第3号)又はビューローガイドマップ広告非掲載決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(審査機関)

第9条の2 理事長は、前条第2項の規定による審査を行うため、審査会を置き、その委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 専務理事
- (2) 常務理事
- (3) M I C E 推進部長
- (4) 魅力創造部長
- (5) 企画総務担当課長

2 審査会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員長は専務理事を、副委員長は魅力創造部を所管する常務理事をもって充てる。

6 審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(折込広告の作成及び提出等)

第10条 第9条第4項により広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)のうち、折込広告を申し込んだ広告主は、第8条の規定により提出した広告原稿(画像データ)が前条の規定により掲載を認められた場合は、自己の負担により申し込みした部数の折込広告を作成し、理事長が指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

2 折込広告の広告主は、折込広告を挟み込んだガイドマップの配布先、配布方法、配布時期等について指定することはできない。

(承諾書の提出及び広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、すみやかにビューローガイドマップ広告掲載承諾書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 広告主は、理事長が指定する期限までに広告掲載料を前納しなければならない。

(紙面広告の掲載順序)

第12条 紙面広告の掲載順序は、次に定める順序により決定する。

- (1) 申込み額の高いもの
- (2) 申込者がビューローの賛助会員であるもの

2 前項によっても掲載順序が決まらない場合は、広告主とビューローで協議して決定する。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、理事長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。